

「COI（利益相反）管理委員会」議事録

日時：2022年1月24日 10時15分～11時15分

場所：ZOOM形式にて

参加者：①委員メンバー・・・浦川 道太郎 ・北村 喜宣 ・奥村 龍一 ・山田 慎也
②事務局・・・ 公益社団法人全日本墓園協会専務理事 村上 恵一
同協会事務局長 大和 義彦 同協会事務局長補佐 安孫子 順子
③ その他・・・横田 睦 （オブザーバー）

1) 定刻となりましたので第1回委員会を開催致します。（大和）

2) 村上より挨拶

本日は、ご多忙の折、お集まりいただきまして、有難うございます。

新型コロナウイルスの感染急拡大の状況を考慮し、リモートによる会議とさせていただきましたこと、ご了承下さいますようお願いいたします。

このCOI委員会では、令和3年度の厚生労働科学研究事業「新型コロナウイルスに感染したご遺体の取り扱いを含む、墓地埋葬に関する法律に関する諸問題の検証研究」につきまして、「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」に基づいてお諮りいただきたく存じます。

今回は、その第1回であります。まず、委員会の構成、委員長、副委員長を選出しいただき、その後、委員長より、委員会設置要綱について、お諮りいただきます。

その後で、本研究の概要説明をさせていただきます。

その概要説明を踏まえて、研究代表者及び分担者の利益相反自己申告書についてご精査いただき、本研究会の適格性をご確認いただきたく存じます。

では、この後、事務局より、資料の確認と委員のご紹介をさせていただきます。

3) 大和事務局長より資料確認

① 委員会次第②委員名簿③厚生労働科学研究におけるCOI（利益相反）管理委員会 設置要綱④研究概要（目的、構成、スケジュール表）（「令和3年度厚労科研事業補助金交付申請書（令和4月1月12日付）」より）

4) 大和よりCOI委員の略歴を紹介する。

- ・浦川道太郎 早稲田大学法学部名誉教授 弁護士
- ・北村 喜宣 上智大学 法科大学院 教授
- ・奥村 龍一 公益社団法人東京都ペストコントロール協会 専務理事
- ・山田 慎也 国立歴史民俗博物館 広報連携センター長 研究部 民俗研究系教授

5) 大和より委員長選出をお願い致します。

まず、本委員会の委員長を選出致したく存じます。委員の皆様方、自薦、他薦など、ご意見ございませんでしょうか。

（複数委員より「事務局としてはどう考えているのか」と発言）

事務局案としては浦川先生に委員長をお願いしたいと思っておりますと提案。

委員一同より賛同を頂き委員長に浦川先生が就任。

次に副委員長の選任に移る。委員長と同様に委員の自薦、他薦を求めるものの、特に意見はなく、浦川委員長と事務局が合議した上で、副委員長に北村先生をお願いすることを、事務局より提案。これについて委員4名が合議をした上で、事務局案を各委員は異議無く了承した。

委員長：浦川 道太郎 氏 副委員長：北村 喜宣 氏

6) 委員会設置要綱については既に事務局より「案」を委員会に諮り、了承・承認を頂きました。

7) 村上から「本研究の概要説明」の説明

まず、私の方から、本研究の目的について、その概要を説明させていただきます。その後、横田より補足説明を致します。

(これについては、本来、委員会に諮られる側である研究代表者である本協会の理事・主管研究員であり、本研究の研究代表者である横田からのオブザーバー参加をお認めいただきたく存じます。)(各委員より承認)

超高齢社会であるわが国の死亡者数は年々増加しており、都市部を中心に火葬を行うまでの期間が長期化しております。そのため、ご遺体から公衆衛生上の問題が生じております。その一方で、火葬場は老朽化が進み、ご遺体の増加に対応するために、火葬までの期間、ご遺体を衛生的かつ安全に管理するための「遺体安置施設」の運用・管理の重要性が増しております。特に今般の新型コロナウイルスは、強い感染力があることから、配慮すべき課題が多々あることが浮き彫りになりました。東京都や大阪市など、感染が急拡大している自治体では、様々な応急策を講じているようですが、現行の「墓地埋葬に関する法律」では、何らの規制がないことから、地方自治体や葬祭業者等においては、対応に苦慮している状況であります。

そこで、本研究において、公衆衛生上の観点から、国内外におけるご遺体の取扱い状況について明らかにするため、国内外の関連施設の運用事例や関連ルール等の実態を調査するとともに、関係者からの意見を聴取し、それを踏まえた上で、その対応策を検討することを目的としております。

つづきまして横田より補足説明

横田が「令和3年度厚労科学研究事業補助金交付申請書(令和4年1月12日付)」の「【流れ図】を『2研究計画・方法』について。なお、当該「申請書」については、本委員会開催前に事前に各委員には報告済みである。

8) 利益相反申告書(横田・小松・森山)について事務局より概要説明

事務局より既にお送りしております「利益相反申告書」をご覧ください。

同申告書にある「4. 倫理審査の状況」のうち「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」については、何れの研究者においても、「該当性が『有』」でありました。

よって、横田氏と森山氏については、既に昨年の厚労科学研究事業において日本環境斎苑協会倫理審査委員会にて「審査済み」となっております。

小松氏については、既に「研究倫理教育の受講」については、受講を済ませており、利益相反の管理については、本倫理審査(COI)委員会にて、お諮りいただきたく存じます。特に指導・管理が必要でしょうか。

浦川委員長 — さて、皆さん、いかがでありましょう。ご意見ございませんでしょうか。

北村副委員長 — 小松氏は弁護士でもあり、特にここで求められている「人に関する倫理」という意味では、特に医学系研究に留まらず見識はお持ちでありましょう。特に本委員会において指導・管理の必要ないと思います。

(他の委員もこれに同意)

浦川委員長 — では、横田研究代表者、森山研究分担者について、日本環境斎苑協会倫理審査委員会にて「審査済み」とのことですし、小松研究分担者については、本委員会において、「申告書」を精査、特に利益相反する事実は認められず、「8) 利益相反申告書について概要説明」にある「指導・管理」につい

ても、特に必要はないというのが本委員会の結論と致します。

9) 質疑

① 浦川より研究会の進捗状況についての質問あり

横田より先の「令和3年度厚労科学研究事業補助金交付申請書（令和3年1月12月付）」を敷衍しつつ、1月28日開催予定の研究会における打ち合わせ内容について説明。

② 浦川より利益相反申告書で妥当性の「有る」「無し」で内部審査及び外部審査について先ほどの「利益相反申告書」でのご説明では不足していますとの質問があり

横田より回答 同申告書にある「4. 倫理審査の状況」のうち「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」については、何れの研究者においても、「該当性が『有』」でありました。

よって、横田と森山については、既に昨年の厚労科学研究事業において日本環境斎苑協会倫理審査委員会にて「審査済み」となっております。

小松氏については、既に「研究倫理教育の受講」についての受講を済ませており、利益相反の管理については、先ほどの「8) 利益相反申告書について概要説明」において、特に指導・管理が必要とはされないとのご見解をいただいているところです。

10) 閉会宣言

以上

COI 委員（順不動）

奥村 龍一 元東京都多摩小平保健所生活環境安全課 課長補佐
→ 現 公益社団法人東京都ペストコントロール協会 専務理事
101-0044 東京都千代田区鍛冶町二丁目九番八号 サトービル二階 03-3254-0014

浦川 通太郎 早稲田大学法学部 名誉教授・弁護士
156-0044 東京都世田谷区北鳥山1-2-4~205（自宅）03-3308-6066(兼F) 090-1802-7090

北村 喜宣 上智大学 法科大学院 教授
133-0052 東京都江戸川区東小岩5-1-8-3（自宅） 03-5668-9611
hello.kitamura@jcom.home.ne.jp

山田 慎也 国立民俗博物館 准教授・総合研究大学院大学准教授 博士
〒285-8502 千葉県佐倉市城内町117 国立歴史民俗博物館 0434-86-0123（内線1）
民俗研究系 総合研究大学院大学 教授

以 上

厚生労働科学研究におけるCOI（利益相反）管理委員会 設置要綱

（名 称）

第1条 本委員会は、「厚生労働科学研究におけるCOI（利益相反）管理委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目 的）

第2条 公益社団法人 全日本墓園協会（以下「当協会」という）が実施する厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するために、利害関係が想定される企業等との関わり（利益相反）について適正に対応し、利益相反について、透明性が確保され、適正に管理することを目的とする。

（任 務）

第3条 委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。なお、以下の第4条に規定する委員会の構成員は、公正かつ中立に任務を遂行しなければならない。

- (1) 当該研究のCOIに関する情報収集
- (2) 当該研究がCOIに抵触する恐れがある場合の当協会理事長への報告
- (3) その他、COIを判断するための説明請求

（組 織）

第4条 委員会は、当協会理事長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を主宰する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代行する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が退任した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第6条 会議は、必要に応じて当協会理事長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議には、必要に応じて委員以外の者を招致して意見を聞くことができる。
- 4 会議は、これを構成する委員の過半数の出席をもってこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由により、会議に出席できない委員は、代理人に委任することができる。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、当協会に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、当協会理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。